

保護者の皆様へ

沖縄県立沖縄工業高等学校長

## 沖縄県遠距離等通学費補助金に関する手続きについて

令和5年度から、遠距離等で通学費が高額となる世帯の高校生等の保護者等を対象に、通学費の一部補助を開始いたしますので、交付希望者は下記のとおり必要書類を提出してください。

### 記

#### 1 支援対象者

下記(1)～(3)の要件すべてに該当する高校生等が対象となります。

- (1)「令和5年度の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額」が154,500円未満の者  
※保護者等（親権者）が2名の場合は、それぞれ上記の計算を行い合算する。  
※目安として、世帯年収590万円未満。
- (2)通学定期券及び通学回数券（現金・オキカチャージ除く）の1ヶ月あたりの利用額の合計が15,000円を超える者
- (3)他の通学費支援（沖縄県バス通学費等支援事業・生活保護の生業扶助等）を受けていない者

#### 2 支援内容

通学定期券及び通学回数券（現金・オキカチャージ除く）の1ヶ月あたりの利用額のうち、**15,000円を超える部分**を補助します。（100円未満切捨て）

#### 3 提出書類【1回目：補助金の交付申請・請求 4～6月実績分】

- ①遠距離等通学費補助金交付申請書（様式1）
- ②保護者等（親権者）全員分の令和5年度所得課税証明書 ※課税標準額・調整控除額が確認できるもの
- ③通学計画書（様式2）
- ④遠距離等通学費補助金請求書（様式3）
- ⑤補助金額計算書（様式4）
- ⑥【通学定期券購入の場合】・通学定期券購入額一覧表（様式4-2）
  - ・領収書原本
  - ・有効期間等が確認できる定期券の表面・裏面の写し【通学回数券購入の場合】・通学回数乗車券使用実績報告書（様式4-3）
  - ・領収書原本
  - ・通学回数券の表紙原本 ※枚数・購入金額が記載されているもの
- ⑦通帳の写し ※金融機関名・口座番号・口座名義人が確認できるもの

#### 4 提出期限 **令和5年7月31日（月）厳守** 事務室へ提出

★7月～翌年3月実績分については、3月に再度提出を呼び掛けしますので、領収書等は大事に保管しておいてください。

<問い合わせ先> 沖縄県立沖縄工業高等学校 事務室 担当 野原・比嘉 TEL:098-832-3831

# 遠距離通学等による通学費支援

R5年度から、遠距離通学等による高額通学費の一部を補助します！

## ◎ 対象者（①～③の全てに該当）

### ① 所得要件を満たす者

（※1）両親（片方のみ就業）、高校生、中学生の4人世帯のケースで世帯年収目安590万円まで

次の計算式で算出される額が154,500円未満（※1）

#### 【計算式】

令和5年度の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額

※親権者が2名の場合は、それぞれ上記の計算を行い合算する

### ② 通学定期券（バス・モノレール）及び通学回数券の1ヶ月あたりの利用額が15,000円を超える者

### ③ 他の通学費支援（生活保護の生業扶助等）を受けていない高校生（県立の通信制除く）（※4）、県立中学生、私立中学生

※4 私立の通信制は総務私学課（098-866-2074）に確認して下さい。

## ◎ 支援内容

通学定期券及び通学回数券の1ヶ月あたりの利用額（※2）が15,000円（基準額）を超える場合に、15,000円を超える部分を補助（※3）

※2 オキカに現金をチャージしてのバス・モノレール利用は対象外

※3 100円未満切り捨て

## ◎ 交付申請期間

令和5年度の補助金交付・請求申請受付期間は、

**令和5年7月3日（月）～  
令和5年7月31日（月）**

※交付申請は、年1回7月のみです。忘れずに申請してください。

## ◎ 提出書類

※申請希望者は、事務室へ書類一式を受け取りに来て下さい。

【お問い合わせ】 教育支援課（専用ダイヤル）098-866-2116

# おねがい！！

通学定期券・通学回数券の領収書原本や、  
定期券の券面（表裏）のコピー、  
回数券の表紙の原本は  
**必ず保管**しておきましょう！

年2回の補助金請求時には、領収書原本や通学定期券の券面の  
コピー、通学回数券の表紙の原本の提出が必要です。

※補助金請求は、令和5年7月と令和6年2～3月の年2回です。

1. 7月は4～6月実績分の請求が可能です。7月以降の実績分は、  
2～3月に請求してください。
2. 7月に請求しない場合は、2～3月に年間実績分を請求してください。

## 通学定期券

〇〇 ↔ △△  
R5.〇月△日まで  
氏名 金額

通学定期券の券面には、  
有効期間と氏名、金額等が  
印字されています。  
※定期券の更新時には印字内容  
が上書きされるため、更新前に  
コピーをとってください。

区  
間  
・  
〇  
〇  
円

回数券	回数券
回数券	回数券
回数券	回数券
回数券	回数券
回数券	回数券

通学定期券の表紙には、回数券  
の区間と区間あたりの金額が印  
刷されています。  
表紙は必ず保管し、補助金請求  
時にすべての表紙の原本を提出  
してください。

申請書記入例、FAQ等は下記ホームページに掲載しています。

バス通学支援 教育委員会



【お問い合わせ】 教育支援課（専用ダイヤル）098-866-2116

## 【補助の対象について】

**1 補助金の対象要件**

中高生の保護者等が自宅と高等学校等の間を継続的に往復させるため、バス会社等が発行する最も経済的かつ合理的と認められる区間の通学定期券又は通学回数券を購入する場合で、次の①～③の要件を満たす場合に補助の対象となります。

①令和5年度（令和4年分）の世帯年収がおよそ590万円未満

市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額<154,500円

※保護者等が2名の場合：各人ごとに算定（百円未満切り捨て）した後に合算

②1か月あたりの通学定期券又は通学回数券の購入額の合計が15,000円を超えている

③他の通学費支援（生活保護等）を受けていない高校生（県立の通信制除く）、県立・私立中学生

**2 通学定期券と通学回数券の違い****○通学定期券**

バス会社及びモノレール(株)が、通学のため、ある一定期間、自宅から学校等の特定の区間を繰り返し乗車できるよう発行する乗車券です。

※バス会社によっては、OKICAカード以外の通学定期券があります。

**○通学回数券**

各バス会社が通学のため、特定の枚数を一綴りにして発行する金券です。本島の高速バス等一部のバス路線及び離島バス会社で取り扱っています。（高速バス:チケット型で原則10枚綴り）

**3 通学定期券の買い方や紛失時の対応、時刻表や運賃などの相談先**

最も利用しやすいバス路線の時刻確認や運賃、紛失時の対応なども含めバス事業者又はモノレール(株)の販売窓口でご相談をお願いします。

**4 6ヶ月分の通学定期券を購入しないといけないのか**

通学定期券であれば、1か月定期、3か月定期、6か月定期いずれも対象となりますので、利用しない月を考慮のうえ購入してください。

**5 夏休み、模擬試験、補習、部活などで登校する場合も補助の対象となるか**

登校を前提に通学定期券等を購入する場合は、補助の対象となります。ただし、休学期間及び退学した場合は、補助の対象とはなりません。

**6 購入した通学定期券や通学回数券は全て補助対象になりますか**

在籍している学校に通学するため購入した通学定期券や通学回数券のみが対象です。それ以外の目的で購入した定期券等は補助対象外となります。定期券等の使用目的に疑義がある場合は、県から確認等を行う場合があります。

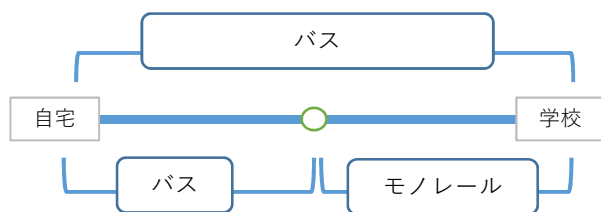
## 7 利用できないバスがあるか

通学定期券又は通学回数券が利用できるバスであれば対象となります。

## 8 複数ルート（往路と復路での異なる路線や事業者が異なる場合）の購入について

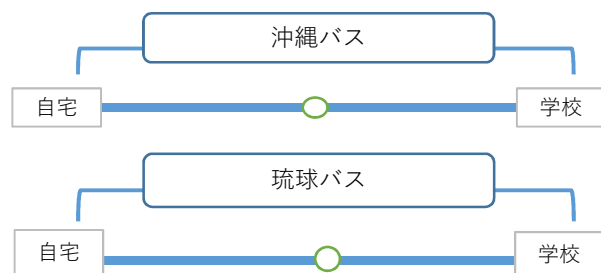
往復とも自宅から学校まで同一路線はがあるが、授業や部活などの関係で継続的に乗り継ぎがざるを得ない場合は合算することを認めます。（例1）

一方で、相当の理由がないにもかかわらず通学区間内で複数のバス事業者やモノレール併用などの合算は認められません。この場合、最も経済的な手段を利用した経路についてのみを対象経費とします。（例2）



（例1）

バス1路線で通学も可能だが、バスの時間帯、本数の関係で乗り継ぎで通学している場合は、補助対象となります。



（例2）

自宅から学校まで同一の区間を複数のバス会社の通学定期券を使用している場合は、どちらか一方のみ補助対象となります。

## 9 現金支払いやOKICAカードに現金チャージして通学する場合は対象になりますか

通学定期券及び通学回数券の購入のみを対象としています。

## 【申請手続きについて】

### 10 補助金を受けるにはどのような続きがありますか

補助金を受けるには、交付申請と補助金請求の2つの手続きが必要となります。

- 1 交付申請** 対象者及び補助金額を判定するための手続きで毎年度7月中に所定の申請書類等を学校事務室に提出して頂きます。

※原則交付申請は7月の年1回です。必ずこの期間に提出してください。

- 2 補助金請求** 上記1の補助金を請求するための手続きです。申請期限は、以下のとおりです。

①**第1回目** 4月から6月の実績相当分を交付申請と同時に提出

②**第2回目** 7月から翌年3月の実績相当分は2月1日から3月31日までとし、通学回数券利用者は4月10日までとする。

※第1回目の請求期間に補助金請求を行わない場合は、第2回目の請求期間に年間の実績分を請求してください。

- 3 その他** 8月以降に転校や家計急変等により新たに対象となる場合は、事前に学校事務室へ連絡をお願いします。

## 【交付申請について】

### 11 交付申請の申請期限・提出先はどこですか

交付申請は年1回、7月1日から7月31日の期間となります。通学している学校の事務室へ申請書を提出してください。

8月以降に転校や家計急変等により新たに対象となる場合は、事前に学校事務室へ連絡をお願いします。

### 12 どのように補助金申請額を算定するのですか

様式2（通学計算書）の記入例を参照ください。

## 【補助金請求について】

### 13 領収書をなくした場合はどうすればよいですか？

#### ○通学定期券の場合

領収書がなければOKICAカードの券面の裏表の写しの提出でも請求可能です。ただし、OKICAカードは定期券の更新時に印字内容（有効期間等）が上書きされ、履歴が残らないため更新前にコピーしておくことをお勧めします。領収書及びOKICAカードの写しどちらもない場合は、補助金請求が出来ません。

#### ○通学回数券の場合

必ず領収書の原本が必要なため領収書をなくした場合は補助金請求が出来ません。確実に保管しておいてください。また通学回数券の場合は、回数券の表紙も原本提出が必要ですので領収書と一緒に確実に保管しておいてください。

### 14 補助金請求時期はいつですか？

問11の回答を確認ください。